商品概要 スマートリフォームローン

2025年11月1日現在

_	2025年11月1日現任
商品名	スマートリフォームローン
ご利用いただける	次のすべての条件を満たす方
方	(1) 地区内に在住または在勤の方
	 (2) 借入申込時の年齢が満20歳以上、完済年齢80歳以下
	(3) 安定・継続した収入のある方
	┃ ┃(4) 本人、配偶者またはご家族(二親等以内)が住居を所有している(同居は問わ
	ない) 方
	 (5) 原則、団体信用生命共済に加入できる方
	┃ ┃(6) 過去に不渡り延滞等の事故がなく、乙の保証が受けられる方
	┃ ┃(7) 資金使途に借換を含む場合、その借換対象ローンで直近6ヶ月以内に返済遅延
	がない方
資金使途	居住用住宅に関する次の資金とする
	(1)増改築・改修・補修資金 (解体費用のみは不可)
	(2)キッチン・バス・トイレなどのリフォーム資金
	(3)家庭用蓄電池・太陽光発電システム (5 O Kw 未満) などの住宅設備資金
	(4)門塀・造園・車庫などのエクステリア資金
	(5)上記(1)~(4)以外で組合が認めた資金
	(6)上記(1)~(5)のリフォーム資金と既契約のリフォームローンの借換を合わせ
	た資金
	(7)上記(1)~(5)のリフォーム資金と住宅ローンの借換を合わせた資金
	(8) リフォームローンの借換資金
	(9)上記(1)~(7)の資金と同時に購入する、家具・家電などの資金
融資金額	10万円以上 1,500万円以内(1万円単位)
	但し、営農者を除く自営者は1,000万円以内とする。
	資金使途(9)家具・家電などの購入資金は100万円以内とする。
	借換資金のみの場合は、残存一括償還金額を上限とする。
融資期間	6ヶ月以上20年以内(1ヶ月単位)
	但し、借換資金のみの場合は、残存償還期間を上限とする。
 融 資 方 法	│ │ 工事完了後、顧客口座経由で販売(工事施工)業者への振込とする。
微 頁 刀 広	工事元」後、顧各口座経田で販売(工事施工)業有への振込とする。 但し、資金使途(9)について業者振込が困難な場合は、工事完了後に顧客口座
	但し、賃金使歩(9)について乗有版込が困難な場合は、工事元」後に顧各口座 振込を可とする。
	版込を刊とする。 次の全ての条件を満たす場合は、工事完了前の顧客口座振込を可とする。
四牙后四	
団体信用	団体信用生命共済の加入を条件とする
生命共済	但し、次の全ての条件を満たす場合は、団体信用生命共済への加入は任意とする。
	融資金額1,000万円以内・融資期間15年以内・完済時年齢75歳以下

返済方法 (1) 每月元利均等返済 (2) 毎月元利均等返済とボーナスの併用 但し、ボーナス返済元本は融資金額の50%以内とする。 (3) 変動金利型の場合、お借入利率に変動があった場合でも、ご返済額の中の元金分と利 息分の割合を調整し、10 月1日の基準日を5回経過するまでは、ご返済額を変更いたしま せん。5回目の10月1日の基準日には、ご返済額をお借入利率・残存元金・残存期間等に 基づいて算出し直し、以降も基準日を5回経過するごとに同様の見直しを行います。変更 後のご返済額は変更前のご返済額の 1.25 倍を上限といたしますが、当初のお借入期間が満 了しても未返済残高がある場合は、原則として期日に一括返済していただきます。 借入利率 ○次のいずれかよりご選択いただけます。 【変動金利型】 お借入時の利率は、4月1日および10月1日の基準金利(住宅ローンプライムレート) により、年2回見直しを行い、4月1日および10月1日から適用利率を変更いたします。 ただし、基準日(4月1日および10月1日)以降、次回基準日までに基準金利(住宅 ローンプライムレート) が年 0.5%以上乖離した場合は1か月後の応答日より適用利率を 見直しさせていただきます。 お借入後の利率は、4月1日および10月1日の基準金利(住宅ローンプライムレート) により、年2回見直しを行い、6月・12月の約定返済日の翌日より適用利率を変更いた します。 【固定金利型】 お借入時の利率を、完済時まで適用いたします。 ○お借入利率には、保証料を含みます。 ○利率は店頭に掲示します。詳細については、当JAの融資窓口へお問い合わせください。 担保 不要です。 原則不要。但し、連帯保証人対応は可能。 保証人 16. 団体信用生命 ご希望により当JA所定の団体信用生命共済(保険)のいずれかにご加入いただけます。 共済(保険) なお、選択される団体信用生命共済(保険)の種類によりお借入利率は下表記載の加算 利率分高くなります。 団体信用生命共済(保険)名 加算利率 団体信用生命共済(特約なし) 年0.3% 三大疾病保障特約付団体信用生命共済 年0.4%

手数料	 ○ご返済期間終了までの間において、全額または一部繰上返済をされる場合は、次の事務手数料(消費税等含む。)が必要です。 ①全額繰上返済の場合…11,000 円 ②一部繰上返済の場合…11,000 円 ○ご返済期間終了までの間において、ご返済条件を変更される場合は11,000 円の条件変更手数料(消費税等含む。)が必要です。
苦情処理措置 および紛争解決 措置の内容	○苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情(以下「苦情等」という。)につきましては、当組合本支店(所)または金融部(電話:0186-42-8111)にお申し出ください。当組合では規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。 また、JAバンク相談所(電話:03-6837-1359)でも、苦情等を受け付けております。 ○紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。
その他	上記当組合○○部またはJAバンク相談所にお申し出ください。 仙台弁護士会(JAバンク相談所を通じてのご利用となります。上記JAバンク相談所にお申し出ください。) ○お申込みに際しては、当JAおよび当JAが指定する保証機関において所定の審査をさせていただきます。審査の結果によっては、ご希望に沿いかねる場合もございますので、あらかじめご了承ください。 ○書面契約の場合、印紙税が別途必要となります。 ○現在のお借入利率やご返済額の試算については、当JAの融資窓口までお問い合わ